

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月1日から43年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を41年8月1日、資格喪失日に係る記録を43年9月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月ごろから43年9月1日まで

私は、昭和41年4月ごろに大型自動車免許を取得し、同年5月ごろにA株式会社に入社した。43年8月末に退社するまでの期間において同社で正社員として勤務し、Bの業務に従事していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、同社に正社員として勤務し、Bの業務に従事していたことが認められる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A株式会社では、申立期間当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人と同時期にA株式会社に入社したとする同僚は、「私は、申立人と同時期の昭和41年5月ごろにA株式会社に正社員として入社し、Bの業務に従事したが、厚生年金保険に加入したのは同年8月である。」と

供述しているところ、当該同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和41年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月1日から43年9月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事したとする同僚のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から判断すると、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名及び健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年8月から43年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年5月ごろから同年7月31日までの期間について、同僚の供述などから判断すると、申立人は当該期間においてA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者原票から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「A株式会社には約3か月間から4か月間の試用期間があった。」と供述しているところ、当該同僚を含む複数の同僚について、前述の被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、それぞれが供述する勤務の開始時期が一致していないことから判断すると、当時、同社では従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況が推認できる。

また、事業主は当該期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入に係る届出及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができず、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月2日から同年7月1日まで

私は、株式会社Bの下請け業者であった株式会社Cで、型枠工事を施工していたA事業所に勤務しており、株式会社C及びA事業所には継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

私と同じ勤務形態であった同僚の給与明細書からは、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、私の給与からも厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、株式会社C及びA事業所に継続して勤務したとする同僚が所持する昭和48年4月から同年6月までの期間に係る給与明細書から、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、当該同僚は、「申立人は、私と勤務形態が同じであったので、申立人の申立期間に係る給与からも、厚生年金保険料が控除されていたはずだ。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間の厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額は、同僚が所持する昭和48年4月から同年6月までの期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額などから11万8,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所原簿から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年7月1日であり、申立期間においては、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかし、申立人の主張及び同僚の供述から、申立期間当時、A事業所には常時5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、同事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和24年12月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月14日から25年5月11日まで

私は、昭和24年12月14日にA株式会社が所有するB丸に機関部見習として乗り込み、後に機関員となったが、29年に下船するまでの期間において継続して勤務していた。

A株式会社における船員保険被保険者資格の取得日は昭和25年5月11日と記録されているが、24年12月14日に同社が所有するB丸に乗り込むと同時に船員保険に加入したはずなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する船員手帳の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社が所有するB丸に雇入れされ、機関部見習として継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間当時の船員保険の被保険者記録が確認でき、同社が所有するB丸に乗り込んでいたとする同僚は、「A株式会社では、船員保険には乗船と同時に乗組員全員が加入していた。当然、申立人も乗り込んだときから船員保険に加入していたはずだ。」と供述している上、前述の被保険者名簿から、申立期間当時の船員保険の被保険者記録が確認でき、申立期間当時、同社が所有する別の船舶に乗り込んでいたとする同僚も、「船員保険には乗船と同時に乗

組員全員が加入していた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿から確認できる船員保険の被保険者記録は、当該同僚が所持する船員手帳の記録と符合していることが確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚の供述から、申立期間当時、A株式会社には約 30 人の船員が勤務していたことが推認できるところ、同社に係る船員保険被保険者名簿から確認できる当時の被保険者数は 31 人であり、船員数と被保険者数がおおむね一致していることから判断すると、同社では、当時ほぼすべての船員について船員保険に加入させていた状況が推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和 25 年 5 月の船員保険被保険者名簿の記録から、2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用船舶所有者名簿において、A株式会社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、同社と合併したとされるC株式会社は、合併の状況を含め申立内容について確認できない旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 10 日から同年 10 月 30 日まで
② 昭和 41 年 1 月 1 日から 42 年 4 月 10 日まで
③ 昭和 42 年 7 月 30 日から 44 年 5 月 31 日まで

私は、申立期間①は、A 県 B 市にあった C 事業所系列のガソリンスタンドで勤務した。事業所名は不明であるが、事業主は D 氏という外国人であり、同僚に E 氏がいたと記憶している。

また、申立期間②は、F 県 G 市にあった H 事業所に勤務した。事業主は I 氏という外国人と日本人（氏名不明）の共同経営であったと記憶している。

さらに、申立期間③は、F 県 G 市にあった J 事業所に勤務した。J 事業所は、昭和 42 年以前は K 店を運営していたと記憶している。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、勤務した事業所名を記憶していない上、A 県において L の業務を営する事業者が加入している M 組合から、「当組合では、申立期間①当時、B 市に C 事業所系列のガソリンスタンドがあったこと及び申立人が記憶している事業主の姓と一致する姓の事業主が組合員であったことは確認できない。」と回答があったことなどから、申立事業所を特定することができず、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しているものの、当該同僚を特定す

ることができないことから、具体的な供述を得ることができず、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況について確認できない。

このほか、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、M組合の回答から、申立期間①当時、B市においてガソリンスタンドを運営していた事業所は、N事業所系列及びO事業所系列の2事業所が確認できたものの、両事業所の事業主の姓は、申立人が記憶している事業主の姓と一致しない上、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人及び申立人が記憶している同僚の氏名は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、F県G市にあったH事業所に勤務したと主張しているが、F県でP店を運営する事業者が加入しているQ組合から、「当組合では、申立期間②当時、G市にH事業所があったことは確認できない。」と回答があった上、同組合が保管する組合員名簿に申立人が記憶している事業主の姓と一致する姓の事業主は見当たらないことなどから、申立事業所を特定することができず、申立人の申立期間②における勤務実態について確認することができない。

また、適用事業所原簿において、H事業所及びH事業所と類似名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、具体的な供述を得ることができず、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況について確認できない。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、F県G市にあったJ事業所に勤務したと主張しているところ、Q組合の回答などから、当該事業所を運営していた事業所は、有限会社R（現在は、有限会社S）であることが判明した。

また、申立人が勤務したとするJ事業所を運営していた有限会社Rに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記憶している当時の同僚の氏名を確認できることなどから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、J事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、有限会社Rに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「有限会社Rは、家具の製造、販売を行っていたが、昭和42年ごろに

J事業所を開業した。J事業所には、同社の従業員の中から一人だけが勤務していた。」と供述しているところ、同社に係る被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立期間③当時、J事業所で勤務していたとする別の同僚は、「J事業所には、従業員が約5人いた。私は、正社員であったため厚生年金保険に加入していたが、当時、そのほかの従業員は出入りが激しかったので、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述していることなどから判断すると、当時、同社では、J事業所に勤務する従業員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、当時の事業主は既に死亡している上、有限会社Sの事業主及び役員は所在不明であり、具体的な供述を得ることができない。

さらに、有限会社Rに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、適用事業所原簿において、J事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。